

教区広報室御中、本状詰め4枚、2024.9.8. ①

カトリック糸島教会 平和の集い 報告

報告者 カトリック糸島教会 浦越 義人

1 経過

糸島教会では、2009年度、ある信徒の「被爆体験を子ども達に語り継ぎたい」という願いを当時の竹内神父様（現二日市教会主任）が受け止められて、「戦争を語り継ぐ会」として始まった。以後、毎年平和旬間の時期に分ち合いを開催してきた。2020年からの3年間はコロナ禍のために中止していたが、アペイヤ司教様の呼びかけもあり、昨年度から再開した。（裏面参照）本年度は、9月22日（日）に巡礼で武蔵丘教会（平田神父様：元糸島教会主任）の巡回教会「恵楓園教会」（国立ハンセン病療養所菊池恵楓園内）を訪問するにあたって、「ハンセン病問題」をテーマとして取り組んだ。

2 内容

テーマ 「ハンセン病問題について考えよう」

日時 8月4日（日） 10:10～11:10 場所 信徒会館

- 1 はじめに：聖歌「あなたのへいわの」（聖フランシスコの祈り=29）
- 2 信徒会長あいさつ
- 3 平和の集いの経過と本日の内容について（裏面）
- 4 DVD視聴：「ハンセン病問題を知る」～元患者と家族の思い～
※糸島市の担当課より借り入れ・約40分程度
- 6 ミニミニ分ち合い
～感想や日頃の思いなどを自由に交流しましょう～
- 7 おわりに：聖歌「わたしをお使いください」（マザー・テレサの祈り=70）

3 報告

参加者は32名（協力司祭の山口神父・信徒ではない方が1名）だった。DVDは、ハンセン病に関する基本的な知識と偏見や差別・それを乗り越えるための闘い（裁判など）について、資料館の方が分かりやすく説明すると共に、当事者の体験をアニメで綴っており、初めての者にも入りやすい構成だった。分ち合いでは、ハンセン病施設でのボランティア経験がある二人の方が、経験を元に話をしてくださった。「直接ふれあうことで、怖いなどのイメージは払拭され、普通に関わることができるようになった。」などの貴重な意見や関わる時に配慮すべきことなどを分ち合ってくださった。今回の企画は、直接的に「戦争・平和」という設定ではなかったが、相手を思いやる心は、互いの価値観や異文化を尊重することにつながり、他国との利害を武力によってではなく理解し合う努力と話し合いによって解決していくことにつながると考える。また、怒りや偏見を乗り越えるには、相手を正しく知ることがその第一歩だということも分ち合えたと思う。この集いによって、今回の巡礼がより意味のあるものになること、「小さき者」へ目を向ける生き方につながることを願っている。

カトリック糸島教会 平和旬間の取組（戦争を語り継ぐ会）経過

2023年	平和のための歌と分かち合いの集い 世代の違う4名の方の発表と平和を願う歌
2020~22年	コロナ禍のため中断
2019年	長崎原爆ルポ：「救護所となった新興善小学校」視聴
2018年	教皇様の平和メッセージと焼き場に立つ少年 ～あなたにもできることはあります～：マザーテレサ
2017年	ホロコーストとコルベ神父 平田神父様の現地（ウシュビッツ他）巡礼報告
2016年	永井隆を通じて平和について考えよう
2015年	戦後70年～あなたにとっての平和とは～ ：グループでの分かち合い～
2014年	焼けたロザリオ～トマス尾崎登明修道士物語～
2013年	沖縄戦～NHKビデオ：渡野喜屋事件視聴～
2012年	韓国から見た戦争～金さんのお話～
2011年	浦越の父と伯父の家族に起きたこと～ナガサキ～
2010年	増山さんの引き上げ体験
2009年	山頭さんの被爆体験

○この取組は、山頭タヤ子さんの「ナガサキでの被爆体験を子ども達に伝えたい」という思いから始まりました。2020年から3年間は、コロナ禍のために中止していましたが、アベイヤ司教様の呼びかけもあり昨年度から、再開しました。

○本年度は、9月22日（日）に巡礼で武蔵丘教会（平田神父様）の巡回教会「恵楓園教会」（国立ハンセン病療養所菊池恵楓園内）を訪問するにあたって、「ハンセン病問題」をテーマとして取り組むことにしました。

「ハンセン病問題に关して考えよう」

資料 2024.8.4

ハンセン病について
知っておいてほしいこと

どんな病気なの？

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる病気です。かつては「らい病」と呼ばれていました。現在は、「らい菌」を発見したルウエーの医師の名前を取って「ハンセン病」が正式名称となっています。

この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れます。治療法がない時代は、障害などの後遺症が残ることもありました。

治療法はあるの？

昭和18年(1943年)、米国で「フロロミニ」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。我が国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと思者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、様々な薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。

ハンセン病は早期に見出し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

他の人に感染するの？

「らい菌」はもともと感染する力が弱く、たとえ感染したとしても、発病する力はとても弱い細菌です。現在の日本の衛生状態や、生活や医療の環境を考えると、感染することや発病することはほとんどありません。



らい菌 電子顕微鏡写真
国立感染症研究所提供
(写真は国立ハンセン病資料館)

ハンセン病療養所(令和5年11月現在)

- 入所者総数(14カ所) 1,094名
- 国立療養所(13カ所) 1,090名
- 私立療養所(1カ所) 4名



忘れてはいけないハンセン病患者や元患者が受けた苦しみ

治る病気になっても隔離されたままだった

ハンセン病患者を療養所という名の施設に収容する隔離政策は、明治40年(1907年)の「癩予防二関スル件」から始まり、昭和6年(1931年)に成立した「癩予防法」という法律のもとで進められてきました。全国で「無らい県運動」が行われ、患者を見つけて出して療養所へ送り込み、保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒するという光景は、人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けていきました。昭和21年(1946年)には特別薬「フロロミニ」が登場し、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていきましたが、昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切って、この法律を引き継ぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、治る病気であり、隔離の必要もなかったハンセン病患者の強制収容は続けられ、療養所に収容されると、多くの人は一生涯そこから出ることができなかったのです。



本郷寺療養所の強制収容
(写真提供:国立ハンセン病資料館)



療養看護
(写真提供:国立ハンセン病資料館)

長い間語られてこなかった 家族の苦しみ

ハンセン病問題の歩み

人権が回復されるに連れていた療養所での生活

療養所では、患者たちは様々な労働をしなければなりません。炊事洗濯のほか、道路工事のような重労働もこなす。症状の軽い者は症状の重い者の世話をしました。手足に感覚がないために、作業中にけがをしても気が付くことができず、指や手足を失ってしまふ人もいました。

また、患者たちは子どもを持つことが許されませんでした。ハンセン病は遺伝するという間違った知識や、離れた子供だけを産もうという国の誤った考え方があったためです。患者は、子どもを産めないようにする手術を受けさせられました。人工妊娠中絶手術によって生まれてくることができなかつた子どもは7,696人にも及びます。

ハンセン病患者の家族にも向けられた偏見や差別の目

療養所の入所者たちが恐れられたように、ハンセン病への偏見や差別の目は、入所者の家族にも向けられてきました。学校や職場で厳しい差別を受け、居場所をなくし、中には婚約を放棄される人もいました。そのため家族は、身内にハンセン病の入所者がいることを隠し、世間の目におびえながら生きていかなくてはなりません。ハンセン病患者になった家族を恨み、棄てたという思いにとらわれ、罰やすことのできない心の傷を負った人もいます。隔離政策が家族を引き離し、ぶくれ上がった偏見と差別が心までも分断していったのです。

しかし、こうした家族の被害は、長い間公的に認められていませんでした。

ハンセン病患者家族に対する新たな補償に関する法律も成立

平成28年(2016年)にハンセン病患者の家族たちは、国に対して謝罪と賠償を求める裁判を起こしました。令和元年(2019年)に国の責任を認める判決が下されると、国はこの問題を早期に解決するためにこれ以上争わないことを決め、家族たちに謝罪しました。同年に作られた「ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の前文では、苦痛と苦難を強いられてきた家族への取組がなされなかつたことがおびえられ、偏見と差別を根絶する決意が示されています。

それでも、自分の家族にハンセン病患者がいることを周囲に打ち明けることができた人は多くありません。家族の皆さんは、今も偏見や差別を恐れて生きています。

なぜい県運動とは?

昭和6年(1931年)に「療予防法」が成立した頃から、各都道府県は、ハンセン病患者が一人もいないことを目指し、帰って患者を療養所へと入所させる「無偏見運動」を行いました。この運動は戦後にも継続され、ハンセン病が恐ろしい伝染病だという誤った認識を社会に植え付け、患者やその家族に対する偏見や差別を強いのになりました。

明治 6年(1873年) アルマケル・ハンセンが、らい菌を発見。

明治40年(1907年) 法律「療予防二関スル件」が制定される。

昭和 6年(1931年) 「療予防法」(旧法)が制定(療予防二期スル件の改正)される。

昭和11年(1936年) 「無偏見運動」が本格化する。

昭和18年(1943年) フロミンのハンセン病治療への有効性が発表される。

昭和23年(1948年) 厚生保護法で、ハンセン病も指定される。

昭和28年(1953年) 「らい予防法」が制定される。

平成 8年(1996年) 「らい予防法」が廃止される。

平成13年(2001年) 熊本地裁で「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決。

平成15年(2003年) 熊本県の温泉でハンセン病回復者宿泊拒否事件起こる。

平成17年(2005年) ハンセン病問題に関する検証会最終報告書が提出される。

平成20年(2008年) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定される。

平成22年(2010年) 国連総会でハンセン病差別撤廃決議が採択される。

平成28年(2016年) ハンセン病患者家族賠償請求訴訟が提起される。

令和元年(2019年) 熊本地裁でハンセン病患者家族賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決。国は控訴を断念し、同年「ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行される。